

# 景観まちづくりアドバイザー要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市都市景観条例（平成8年千葉市条例第22号。以下「条例」という。）の円滑かつ適正な運用を図るため、市長の要請に応じて、専門的立場から市、市民及び事業者に対して都市景観の形成に係る情報の提供、助言等を行う景観まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 アドバイザーは、次の各号に掲げる業務に関し、情報の提供、助言等を行うものとする。

- (1) 景観法第16条に規定する行為の届出をした者に対する助言又は指導に関する業務
- (2) 条例第7条に規定する市民及び事業者の啓発に関する業務
- (3) 条例第9条に規定する都市景観の形成を推進するための諸制度の活用に関する業務
- (4) 条例第20条に規定する都市景観デザイン市民団体に対する技術的援助に関する業務
- (5) 市が実施する都市景観の形成に関する業務
- (6) 千葉市まちづくりデザイン協議実施要綱第3条に規定するまちづくりデザイン協議に関する業務
- (7) その他都市景観の形成に関して専門家の助言を受けることが必要な業務

2 アドバイザーは、職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(選任)

第3条 アドバイザーは、都市景観の形成に関して専門知識又は経験を有する者のうちから市長が選任する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 市長は、アドバイザーが次の各号の一に該当する場合は、その職を解くことができる。

- (1) 辞職を申し出たとき
- (2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき
- (3) その他アドバイザーとしてふさわしくないと市長が認めたとき  
(謝金及び費用弁償)

第5条 別に定める「景観まちづくりアドバイザーに係る謝礼金の取扱基準について(千葉県都市局)」に基づき、アドバイザーの活動の実績に応じ予算の範囲内において報償費及び実費弁償を支給するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、景観まちづくりアドバイザーに関し必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。